

介護保険料は制度を支える大切な財源 皆様のご理解とご協力をお願いします

■令和6（8年度（第9期）の
介護保険料が決定しました

町では、3年ごとに第1号被
保険者の介護保険料の見直しを
行い、介護保険サービスに必要
な費用や利用者数などを見込ん
で料金を決定しています。

今回の見直しでは、国の基準
が9段階から13段階に改められ
たことに伴い、第9段階を細分
化して第13段階へと変更し、保
険料を算定しました。

皆さんには引き続き、介護予
防を積極的に取り組んでいただ
き、介護保険制度の安定運用に
ご協力をお願いします。

■令和6年度の介護保険料は
6月中旬に通知

現在、町では、65歳以上の皆
さんに本年度納めていただく介
護保険料の決定通知書の準備を
進めています。通知書は令和5
年分の所得総額および令和6年
度住民税額の決定後、送付しま
す。

皆さんに納めていただく保険
料は、介護保険制度を運営する
ための大切な財源です。保険料
の納付にご理解とご協力をお願
いします。

▼お問い合わせ先

町福祉課

☎ 096・234・1114

■第1号被保険者の令和6年度からの介護保険料〈公費投入による負担軽減後〉（年額）

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	①生活保護受給者 ②住民税非課税世帯でかつ老齢福祉年金受給者 ③住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.285	21,880円
第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を越え120万円以下の者	基準額×0.485	37,240円
第3段階	住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える者	基準額×0.685	52,600円
第4段階	本人が住民税非課税・世帯課税でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.9	69,120円
第5段階（基準）	本人が住民税非課税・世帯課税でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える者	基準額	76,800円
第6段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.2	92,160円
第7段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額×1.3	99,840円
第8段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.5	115,200円
第9段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額×1.7	130,560円
第10段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額×1.9	145,920円
第11段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額×2.1	161,280円
第12段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額×2.3	176,640円
第13段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が720万円以上の者	基準額×2.4	184,320円